

造血幹細胞移植後による 予防接種の再接種費用を 補助します

造血幹細胞
移植とは？

再接種
とは？

- 骨髄移植
 - 末梢血幹細胞移植
 - 臍帯血移植
- のいずれかのことです。

移植前に受けた予防接種によって得た免疫が、造血幹細胞移植により低下、または消失したために再度接種が必要であると医師が認めた予防接種のことです。

対象者

以下のすべてに該当する方

- ① 再接種日時点で、山鹿市に住民登録のある20歳未満の方
- ② 造血幹細胞移植により、過去に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないため、再接種が必要であると医師に認められた方

補助金の額

再接種にかかった費用
(ただし、山鹿市が医療機関と契約している委託金額を上限とします。)

申請期限

再接種日が属する年度の末日までに申請が必要です。

手続き（申請）の流れ



山鹿市役所 健康増進課

(山鹿健康福祉センター内)

☎0968-43-0050

ご不明な点があれば、健康増進課
までお問い合わせください。



手続き（申請）の流れ

1 意見書をもらう

医療機関より**意見書（様式第2号）**をもらってください。
（ただし、作成料が必要な場合は、申請者様のご負担となります。）



2 認定申請

以下の書類を健康増進課へご提出ください。

- ① 認定申請書（様式第1号）
- ② 意見書（様式第2号）
- ③ 母子健康手帳の予防接種の記録の全ページの写し



3 通知の発送

申請内容を審査し、認定の許可が下りると、山鹿市から通知書をお送りします。

4 再接種

認定された予防接種を医療機関で再接種してください。



5 支払い

再接種費用は、全額自己負担で支払ってください。

6 領収書等の交付

以下の書類を再接種した医療機関よりもらってください。

- ① 領収書
（接種対象者氏名、予防接種の種類、当該予防接種の費用、接種日、医療機関名等が記載されたもの）
- ② 再接種したことが確認できる書類
（予防接種済証又は接種済みの記載のある予診票の写し等）



7 補助金の申請請求

以下の書類を健康増進課へご提出ください。

- ① 補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- ② 領収書の原本
- ③ 母子健康手帳又は予防接種済証等
- ④ 振り込みを希望する通帳

※ ネット銀行で通帳がない場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる画面を印刷してご提出ください。



8 交付決定・口座振込

申請請求内容を審査し、適当と認められた場合は、山鹿市から補助金交付決定通知書を郵送し、指定の口座に補助金を振り込みます。



各種様式は、山鹿市役所 健康増進課（山鹿健康福祉センター内）で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

山鹿市ホームページはこちら



お問い合わせは、

山鹿市役所 健康増進課

住所：〒861-0531 山鹿市中578（山鹿健康福祉センター内）

TEL：0968-43-0050

FAX：0968-43-1164